

第7回（令和8年度第3回）松本市家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度検討
専門部会 議事録

日時：令和8年8月25日（火） 10時00分から12時03分まで

会場：松本クリーンセンター管理棟3階 大会議室、オンライン会議システムZOOM

- 内容（議事）：1. 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について
- ア 市民アンケートの実施について
 - イ 検討項目④ 手数料の用途の設定の有無
 - ウ 検討項目⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲
 - エ 検討項目⑨・⑩ 市民との合意形成の手法・市民への周知啓発の手法
2. 次回の専門部会について（口頭説明）
3. その他

出席者：（委員）野見山哲生委員、赤羽清栄委員、高橋教保委員、福島和夫委員※、
山谷修作委員※、原弥生委員、木村郁子委員、上條泰委員、柳沢隆一委員
〈※オンライン参加〉

（事務局）宮尾環境エネルギー部長

〔資源循環推進課〕 林課長、中村担当課長、棚橋課長補佐、金井係長、
丸山主査

欠席者：（委員）宮澤信委員、渡辺美沙樹委員、石井恵里委員、窪田淑子委員
（事務局）中原係長

- 1 開会（司会進行：資源循環推進課長）
- 2 部会長挨拶
- 3 議事（議長：部会長、説明：資源循環推進課）

（部会長）

それでは、議事に基きまして進めさせていただきます。

本日検討いただきます制度設計の検討項目ですが、まず、市民アンケートの実施についてということで、アンケートの内容などについてご審議いただきたいと思います。その後に前回会議で持ち越しとなりました「検討項目④手数料の用途の設定の有無」、「検討項目⑤減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲」、最後に「検討項目⑨・⑩市民との合意形成の手法・市民への周知啓発の手法」ということで、今回も審議事項が多いため、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは最初に、議事１「家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について」の「ア 市民アンケートの実施について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

議事１－ア 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について
(市民アンケートの実施について)

(部会長)

はい、ありがとうございます。

第８回に再度議論して確定するということですので、今日は色々ご意見をいただいて、次回改訂稿に繋げるということでございます。

いかがでしょうか。

(委員)

資料１の２ページの一番上の趣旨目的の内容のところに、「市民の意識要望等を把握し制度設計の判断材料とする。なお、費用負担制度の賛否を問うものとはしない」とありますが、なぜ賛否を問うものとししないのか理由を教えてください。

(部会長)

今回、賛否は問わないことを前提で議論を進めています。賛否を問うた場合、それを基に専門部会で再度議論するという建付けに元々なっておりません。今まで積み上げた議論では、否という考え方が基本的には委員の中から示されていないので、基本的には賛成ということで進んできている。

(委員)

それはしていないかも知れませんが、やはり有料化するのに広報で知らせてほしいと言っている、何もそういうことがされておられません。

(部会長)

ですが、今までの議論の建付けからは賛否は問わないということを前提に話が進んでおります。おっしゃるように賛否を問う場合には多分冒頭の方で議論しておくものだと思いますが、どこかで決めなければならないもので、最後は理事者判断になると思います。この案として賛否の二つに分けて意見をまとめるというやり方ももちろんありますが、基本的には今までの議論から、有料化の実施を前提で議論してきたと思います。今さら否となったときに、これまでの議論が全部無駄とまでは言いませんが、ただおっしゃるようにもちろん一定の否とする市民の方もおられるわけですが、今更その是非についてはお伺いしない

という前提です。良いか悪いかは別として、おっしゃる趣旨のことはよく分かりますが、今の部会の建付けはそうっております。

（委員）

最近振り返ってみれば、このときにこういうことを言っておけば良かったということが多々あり、変な質問をして申し訳ありませんが、また振り返って質問をするかも知れませんので、それはご了承いただきたいと思います。

（部会長）

ありがとうございます。おっしゃる趣旨は大変よく分かりますし、理解しているつもりです。

それでは、ご意見はいかがでしょうか。

（委員）

この市民アンケートの実施について、調査対象が2,000人を無作為抽出することになっております。今まで市民アンケートを何回か実施したことがあろうかと思いますが、大体の回答率はどれぐらいでしょうか。

（資源循環推進課）

具体的な数字までは申し上げられませんが、大体4割から5割程度と認識しております。

（委員）

4割から5割というと、今回のアンケートについても、意識の高い人でないと答えていただけない気がします。資料1の別紙のところで、先ほど考え方をおっしゃっていましたが、文字が多すぎるのではないかと思います。そこで一つの方法なのですが、二重丸の項目に、例えば赤字にするなどのインパクトが必要ではないかと思います。広告業界の方に教えていただいたのですが、オグルヴィーの法則というものがあり、全体の紙面の3分の2が写真で、3分の1がテキストだと、それが一番目につくやり方ということです。アンケートの場合は文が多くなると思いますので、その部分の構成をもう少し目立つような形にしていただければと思います。以上です。

（資源循環推進課）

ご意見ありがとうございます。委員さんのおっしゃるとおりかと思います。できるだけこちらとしても回答率を上げたいと思いますので、こちらが伝えたい趣旨、また答えていただきやすいような書き方といったことを考慮して、次回また改めてお示しさせていただきたいと思います。

(部会長)

最終的にレイアウトとかは、役所だけではなく、プロの方にも一度見てもらった方がいいだろうと思います。そのあたりは少し工夫する時間的猶予はあった方がいいのかも知れません。

その他はいかがでしょうか

(委員)

今の質問と関連するのですが、18歳以上の2,000人の市民、世帯主という対象の中で、学生さんとか集合住宅の世帯主とかは識別できるのでしょうか。

(資源循環推進課)

集合住宅につきましては設問内容に入れたと思っております。資料1の3ページ目、項目3の居住形態のところで確認できます。しかし、学生かどうかについては、このアンケートでは確認ができません。こちらで少し悩んだところではありますが、学生とそれ以外の方で分ける理由として、もし今後の検討に繋がる部分があるのであれば、そういったことの設問も必要かと思いますが、その点も、もしよろしければ、ご意見いただけたらと思います。

(委員)

多分学生さんは対象にはならない。ほとんどが住民票を移してないだろうと思われます。そうだとすれば、今後の検討にもあまり関係ないのではないかと思います。

(委員)

外国の方が転居されてきて、分別方法が分からないという問題がありますが、そういう方達にもアンケートされるのでしょうか。

(資源循環推進課)

先ほどの学生さんと同様で住民登録があれば対象になる可能性があるというところです。

(部会長)

居住実態と市民として登録しているかどうかというところで分かれているので、住民票を使う以上、後者しかないわけですから、登録していなければこの質問票が届かないということはやむを得ないと思います。学生かどうかということを伺ったうえで、そのことが将来的に何かの改善に繋がるために使える場合には、多分項目に入れた方が良くと思いますが、現状では学生と学生ではないことが検討材料にならない可能性があるのも、そういう意味では分けてもあまり意義がないのかも知れません。学生だけであれば、例えば所属のとこ

ろに行って何かするというのを考えるなら良いのですが、そういうことを念頭に置かなければ、聞いても聞かなくても同じということかと思います。

（委員）

アンケートの実施についての項目ですが、先ほど市の方とプロの方が相談して最終的に決めるということでしたが、この5ページのところの受容できる金額設定は、後の8ページに繋がってくるものかと思いますが、ただ5ページみたいに書かれても単位とかが分かりにくいので、もう少し分かりやすくしていただきたいと思います。

（部会長）

例えば500円がどのぐらいの量に当たるかというようなイメージですか。

（委員）

これだけでしたら、皆さん安い方が良いに決まっているので、何か単位とか要するに分かるような説明を加えた方が良いでしょう。

（部会長）

今の一人当たりの月のごみ量だといくらになるかと、そういうことでしょうか。いずれにしても検討の余地ありということよろしいでしょうか。その他はいかがでしょう。

（委員）

確認させていただきたいのですが、一般的に月額負担を計算する場合は、多くの場合、減量率10パーセントが使われます。資料においては減量率が織り込まれていないという非常に特異な特徴がありますが、その理由はどういうことか、まず確認させてください。いかにも減量なしということを前提にしている理由を事務局からお聞きしたいと思います。

（資源循環推進課）

資料の8ページにその減量率を織り込むかどうかということも検討はしましたが、現状のままの場合ということをまずお示しした方が良いでしょうのではないかと考えた次第でございます。以上です。

（委員）

より正確に負担額を算定するということであれば、私は10パーセント程度の減量率を織り込む方が良いでしょう。具体的に言えば、全体を算出したところで0.9を掛けても良いですし、袋の数に0.9を掛けても良いでしょう。

それから手数料水準の関連ですが、5ページをお開きください。18番目の設問がありますが、⑤900円以上というのは不要ではないかと思います。そして④を700円以上に変える、そこまで良いと思います。非常に複雑にしておりますし、現実にはあり得ないような数字は付けない方がむしろ良い、シンプルにした方が良いと思います。

また、11ページから12ページに第3回専門部会の資料を参考で2ページに渡り出しておりますが、これは要らないと思います。特に、問4の松本市の手数料についての設問ですが、これは事務局が出してきたものですけれども、そのままここに出すのは紛らわしいのではないかと思います。先ほどの8ページの月額負担のところで出ているわけで、これは何だろうということになりかねませんので、11と12ページは削除した方が良いでしょう。

それからさらに言わせていただきますと、この1リットル当たり1円から1.3円という金額設定が出ておりますが、早めにこれを決めなければならないと思います。そして、これをどこで決めるのかというのは、私は受益者ではありませんので言う資格がないと思います。そして委員の皆さんも中々判じかねることだろうと思います。これを提案できるのは市当局以外にないと思います。色々な情報を知っておりますし、またどういう事情にあるかということも踏まえると、一番よくご存知なのは市当局なので、1円から1.3円の間で市の方で案を出していただきたいと思います。そしてそれを基に、委員の皆さんのご意見を伺うという形にさせていただければと思います。以上です。

(資源循環推進課)

ありがとうございます。11、12ページは参考として載せさせていただいたもので、今回の資料の参考ということで、実際に送るものではございません。また、1リットル当たり1円から1.3円ということで、現状皆様からご意見をいただいているところですが、一旦は、専門部会からは1円から1.3円ということでご意見をいただき、それを答申いただいたうえで、その後、市としてどうするのかということを考えさせていただけたらと考えております。以上です。

(委員)

シンプルに作っていただければと思います。また、委員からもいくつかご提案が出ておりまして、少し設問数が多いというご認識で、減らしたいというようなことが書いてあったかと思いますが、提案を見ますと、設問11は不要、そのとおりだと思います。設問15も不要で減らすとすれば、委員の提案はかなり参考になるところがあると感じました。

(部会長)

私も来てから目を通しましたが、かなり先生がおっしゃるように参考になります。元々市側としても設問数は減らしたいということですので、このあたりについて委員の皆さんも

見ていただいて、これは残した方が良いのではないかというものがあればご意見いただきたいと思います。

先ほどの幅があるという件については、プロセスとして最終的にこの市民アンケートを含めた答申の内容を理事者が見て、最終決定はそこでという感覚かと理解したのですがよろしいでしょうか。従いまして、そういう幅を持たせてほしいということかと私なりに想像しているところです。

(委員)

はい。幅を持たせるというところまではこの専門部会で了承したところですが、手数料水準自体は早めに決めた方が良いでしょう。本当はアンケート調査を実施する前に決まっていれば、市民がもう少しイメージが掴みやすかったかと思います。いずれにしても、手数料水準の具体的な率、手数料率はここまで来たら早めに決めた方が良いでしょう。

(部会長)

分かりました。市側の考えもあるとは思いますが、そうしますと多分どちらか端に寄ったところになるのかも知れません。一定の案としては一応この幅の中で出した方が良いでしょうご意見かと思いますが、委員の皆さんから特に何かご意見ありますか。確かにこの幅は気になるところというか、決めきれていないというところはございますが、市側はいかがですか。

(資源循環推進課)

この幅につきましては、もし幅を持ったままこの専門部会としてまとめていただくのであれば、幅を持ったまま答申いただき、その後、市の方で決定していくというプロセスになるかと思っています。この専門部会の中で皆さんにご意見を出していただきまして、1円から1.3円の中で、端によるのかその真ん中になるのかは分かりませんが、この専門部会として決めていただいたうえで答申をいただくということであれば、それはそれで市として受けとめさせていただきたいと考えておりますので、もしまたご議論いただけるのであれば、お願いしたいと思います。

(部会長)

それが市側から提案いただけるとありがたいということだったわけですが、そうすると1円か1.3円かどちらかで少しシミュレーションして、どちらにするかを議論しても良いかも知れません。今回はスキップしますが、次回少し時間があれば、そのあたりを議論してもよろしいですか。

はい、ありがとうございます。それではアンケートについていかがでしょうか。その他、ご意見があればお願いします。

(委員)

今のことに関連するのですが、アンケート項目１８番の「受容できる金額設定」で、この金額は先ほどの１円から１．３円の中には入らないわけです。そう考えますと、むしろ有料化するとすれば、先ほど委員がおっしゃられた１０パーセント減の範囲でこのぐらゐの金額になりますということを示したうえで、これについて市民の皆さんはどう考えるかということを示す方が良いのではないかと思います。

(部会長)

ありがとうございます。１８番の数値が１円と１．３円あたりに対応させる、あと０．９を掛けた数値とすることで分かり易くするということでしたが、いかがでしょうか。

(資源循環推進課)

そのあたりも少し整合を図りながらもう一度見直して、この部分を考えさせていただけたらと思います。また、補足になりますが、先ほどのアンケート項目を減らすという議論の中で委員の意見が参考になるとのご意見いただきました件に関しまして、例えば設問１１番につきましては、ごみ処理費用の経費は高いと思うか妥当だと思うかという点が、この制度を考えていくうえで不要なのではないかという着眼点かかと思います。これを載せさせていただいている理由は、別添の資料２ページ目に、松本市のごみ処理費用を掲載させていただいておりますが、こうした点を見ていただきたいという意図を持って載せさせていただいております。そのあたりの意図をご説明せずにご意見いただいたところですが、そうしたところも含めまして、それでも不要だというご意見であれば削除いたしますので、そのような着眼点でご検討いただけたらと思います。

(部会長)

ありがとうございます。今、補足がございましたがそこを含めていかがでしょうか。

(委員)

委員から設問１５は削除して差し支えないとのことでした。私といたしましては、制度改正は松本市を対象とするということはそのとおりなのですが、この内容は集合住宅が特に絡んでくるのではないかと思います。特に集合住宅の中でも事業系一般廃棄物の量が県内で一番多いからそれを削減したい、それを下げたいということで集合住宅の別の会合で話し合っております。その主旨にもなっておりますので、これは受けとめていただいても良いのではないかと思います。

(部会長)

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。特にご意見はございませんか。

そうしましたら、今までいただいたご意見、それから委員のご意見もあわせて事務局にブラッシュアップしたものを作っていただいたうえで、次回の会議前に配付いただき、次回会議で決定するということにさせていただきたいと思います。

（資源循環推進課）

色々のご意見ありがとうございました。

今回の資料のスライドにございます実施概要についてですが、こちらの内容について、今日の会議で決定いただかないと準備をスタートすることができないという状況にございます。対象者のデータ抽出などすぐに取り掛かりたいということもあり、2ページ目の内容でよろしければ準備に入らせていただければと思っておりますので、あらためてご確認をお願いしたいと思います。

（部会長）

一応アンケートの進め方がこの実施概要についてということで、第8回で決定をしたうえで、すぐ発送、第9回までにアンケートの集計をしたうえで、第9回にまたご議論いただくということです。

（資源循環推進課）

調査対象や回答方法など、これでよろしければ準備に取り掛かりたいと思います。

（委員）

人口20万人以上で調査対象が2,000人ということが少し気になります。回答率が大体4、50パーセントということになると1,000人ぐらいになるわけで、それで判断することで良いのかと考えております。この2,000人とした根拠を教えてくださいたいと思います。

（資源循環推進課）

アンケートはもちろん全数調査することが一番良いとは思いますが、その全数の1パーセント程度を抽出するというのがアンケートの手法としてございますので、十分な数ではないかと認識しております。

（部会長）

2,000人はかなり多いと思います。国が実施する国民健康栄養調査などでは、全国民の中の3,000人ですから、この市のレベルで2,000人、1パーセントというのは相当多いと思います。ただ母体自体が、例えば0.1パーセント、200人となるとかなりブレがあるので、そういう意味ではそれよりも大きい3桁の数値を持っていた方が良いので

すが、2,000人で十分なのではないかと思います。あと、回答率が通常は大体6割超えると良いのですが、この種のもので基本的には何もしないと3割となりますので、4、5割集まればよい。もちろん関心の高い人になってしまうのがアンケートの常でございまして、このあたりは賛否両論で集まりますので、それを持って検討するしかないと思います。あとは広報をどうするかということになるかと思います。

(部会長)

いかがでしょうか。この配布方法、それからこの記載方法も含めて問題ないと思いますが、よろしいですか。もし何かあれば、今週中ぐらいまでにご意見お寄せいただければ有効ということで、採択いただけるということでしょうか。

(部会長)

ありがとうございます。

それでは続きまして検討項目④の「手数料の使途の設定有無」について、ご説明をお願いいたします。

議事1ーイ 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

(検討項目④ 手数料の使途の設定の有無)

(部会長)

ありがとうございます。

手数料収入は推計でいくぐらいになりますか。

(資源循環推進課)

概ね4億ぐらいになると思われます。

(部会長)

ありがとうございます。

有識者委員のご意見は、資料の4ページに示されておりますが、何か補足があればいかがでしょうか。

(委員)

今の数値は、年間4億円ということでしょうか。

(資源循環推進課)

年間となります。色々と今後制度の導入に係る経費等は度外視いたしまして、単純に手数料収入は年間４億円程度と見込んでおります。

（委員）

分かりました。この手数料の使途については資料に記載のとおりで、私の方から付け加えることはございません。

（委員）

私の方も意見はございません。

（部会長）

はい、ありがとうございます。

それでは何か委員の皆さんからご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

事務局から４億円という回答がありましたが、４億円をどのように使うかというのはこれから決めることなのでしょうか。

（部会長）

それを今議論して、その使途を明確にすべきかどうかということで、手数料の使途については、資料の９ページに具体的に示されております。少し曖昧ですが、一応記載されている内容にしたということです。これについて、何かご意見あればお願いしたいと思います。

（委員）

やはり例え極端な話で１０円でも上がるには、皆さん年金が上がってもその物価の値上がりに追いついていない状態ですので、私のような独居老人に対しては明確にしていきたいと思います。アンケートを取るにしても、皆さんが納得しないと駄目だと思いますので、使途は明確にしていきたいと思います。

（部会長）

手数料の使途の設定を明確にすることについては、これはもう特にご意見がなければそのとおりということですのでよろしいでしょうか。まだもう少し具体性が不足しているので、多分このあたりの議論が必要だろうと思いますが、いかがでしょうか。

（委員）

アンケートで聞く内容としても、この手数料をどういう風に使ったらいいのかということも聞いても良いのではないかという感じがいたします。有識者委員から何かご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

一つの貴重なご意見だと思います。

(資源循環推進課)

アンケートの内容で、手数料の使途につきましても項目として記載しておりまして、今回の議論を踏まえまして、また次回どのような聞き方をするかはこちらの方で提示させていただきたいと思います。

(委員)

全く別なことになりますが、資料の中の有識者意見欄にごみステーションに立ち会ったという記載がありますが、最近は記名式で多少色々ありますが、以前から比べたら立ち会いがすごく少なくなっています。やはり分別が記名式によってきちんとなされておりますので、立ち会いが不必要になっております。

(委員)

10年以上前の話ですから申し訳ありません。ありがとうございました。

(部会長)

この先にまた記名式の議論をしなければならないので、そのあたりでまたお話ができればと思います。そのほか設問19について参考になるご意見がもしあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

有識者委員も使途の設定内容に再資源化推進費用を挙げられておりますが、ごみの減量には、再資源化が一番重要になると思っております。今、地区の資源物収集の時にも、大勢の方が出て手伝っておりますし、なおかつ、すごく細かく分別、資源化されているので、その費用に充てていただきたいと思います。それから補助金の関係で、ごみ減量機器が色々販売されていますが、乾かして出せば減るということもあります。また、この前から剪定枝の問題も出ていますので、これをどう収集して、どうリサイクルしていくのか、もったいないボックスというステーションがあり、このような形式で剪定枝も屋根付きのボックスがあって、自動車で回収できるようなものがどこかに置いてあれば、そこへ持って行けば良い

というのがベストかなと思っておりまして、そういう費用にも充ててもらえればありがたいと考えております。

(部会長)

ありがとうございます。

このあたりを参考にさせていただいて、生ごみとそれからおむつはかなり厳しいという距離感があり、剪定枝は一定の距離内には入っておりますが、到底１年で実施は不可能かと思いましたが、可能でしたでしょうか。

(資源循環推進課)

以前から少し話題とさせていただいております剪定枝の資源化につきましては、本当に再資源化できるかどうかという点について、今、事業者の方に確認をしているところでございまして、また次回以降にそのあたりもお話できればと思っております。しかし、集め方につきましては、前回の会議で月２回では足りないのではないかなというようなご意見もいただいているところで、かなりの収集台数を出すことになり、収集車両の人員とともに大きく増加する見込みになります。それが可能かどうかということにつきましては、もう少し検討する時間をいただきたいと思います。場合によっては、専門部会の中では答えが出ないかも知れませんが、まず、処理する業者の方で対応が可能かどうかは確認したいと思います。

(部会長)

委員さんとしてはそこにこそお金を使ってほしいということかと思います。

(委員)

剪定枝については時期的なものもあるので、春秋２回ぐらい特別収集日みたいものがあったても良いかも知れない。

(部会長)

その他いかがでしょうか。そうしましたら今のご意見を参考に設問１９を作成いただき、また次回にご意見をいただきたいと思います。

(部会長)

それでは、検討項目⑤の「減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲」について、事務局よりご説明をお願いします。

議事１ーウ 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

(検討項目⑤ 減免制度の導入の有無及び導入する場合の対象範囲)

(部会長)

ありがとうございました。

有識者委員からのご意見は資料の2ページ目にございますが、お二人から何か追加で意見ございますか。

(委員)

最近有料化を検討している、条例で実施することになったという自治体では、1リットル当たり1円程度でも、生活保護世帯等、経済的に苦しい世帯に一定の配慮をするという傾向にあります。例えば富山市などとなります。また、会津若松市などでは、生活保護世帯に加え、児童扶養手当受給世帯に対しても一定の枚数を無料提供しております。以上です。

(部会長)

ありがとうございます。

有識者委員から追加はございますか。

(委員)

このとおりで結構です。

(部会長)

ありがとうございます。

あと何か委員の皆様からご意見ご質問お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

とても初歩的なことになりますが、うちにもおばあちゃんがおりまして、紙おむつを出すときに、これから検討なされると思いますが、減免制度を受けるのであれば袋に記名しなければならないと思います。記名したくないという家庭もあると思いますが、実際そうした場合には免除していただけるのでしょうか。

(部会長)

今の議題が減免のところなので、記名のところで合わせて議論するということでよろしいですか。その他いかがでしょうか。

(委員)

減免の対象者が生活保護と児童福祉だと思いますが、生活保護の人でも大変で、皆さんご存知だと思いますが、生活保護はそれ以外に家賃補助や医療費補助などがあるわけですが、生活保護には該当しない非課税世帯という人の方が現実としては苦しいのです。私は毎週そ

ういう人たちの炊き出しをやっておりますので、現状を聞きますと、そうした人はやはり食生活がきちんとしてないので、よく病院に行くと生活保護の人は医療費が無料ですが、毎月5,000円、6,000円掛かるわけです。ですので、非課税世帯とかどこかで猶予を持っていたけるとありがたいです。

(部会長)

これは何か他市の事例などはございますか。

(資源循環推進課)

まず、事務局案として非課税世帯をこちらに記載していない理由といたしましては、住民税非課税だけですと、例えば前年度の所得で非課税が決定されますので、対象とするのは難しいということで、現状はこうにさせていただいております。また、他市の状況につきましても6ページに近隣市町村の状況を記載させていただいておりますが、非課税の方が対象となっていないということで、また、4ページをご覧くださいますと、アンケートを取らせていただいた中で、非課税世帯を対象としているのが上から5番目ですが、こちらは障害者手帳所持世帯ということで限定している形になります。一律に非課税世帯を減免対象というよりは、何かしら工夫した方が良いという考えでございます。

(部会長)

委員の意見はそのとおりだと思いますが、中々絞り込みが難しいという現実的な問題があるということでございます。

(委員)

大変難しいかと思いますが、障害者手帳をお持ちの方でも普通に働いていて、例えば、一般の高齢者で国民年金を受給しているご夫婦よりも、はるかに収入が高い場合もあります。難しい線引きだと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

(資源循環推進課)

やはり色々組み合わせを考えていくものなのではないかと思います。障害者手帳をお持ちでさらに住民税非課税というような形が必要かと思っておりますので、もし皆さんがそういったご意見ということであれば、それはそれで検討させていただけたらと思います。

(部会長)

所得ベースなのか障がいベースなのかが不明確で、乳幼児がいても高所得の人がいるから本当はこれが何で対象となるのか、年金の人は所得が低い人もいれば高い人もいる。非課税の人は一律低いだろうと考えると、本当はそこを対象にした方が良いなど、多分そのあた

りも考え方ですから、この乳幼児のいる世帯は実は私も少し違和感があり、ここが対象になること自体は、ごみが多いからというような制度の建付けの説明ができないとさらに苦しくなるではという気がいたします。そのあたりはいかがですか。

（資源循環推進課）

事務局といたしましても、どのようなスタンスで減免を考えていくのかということになりますが、今回は、有識者の方の意見、自治体のアンケート結果から一定の方向を示させていただいております。事務局としては、本当に色々な考え方があると思っておりますので、こちらの専門部会からいただいたご意見で、また改めて考えていきたいと思っております。事務局のスタンスとしましては、やはりごみは減量されるべきで、基本的にすべての市民が制度の対象となることが前提だと思っております。そこで一定の配慮が必要な方に対しては減免を適用するという特別な場合ということで、事務局から一定の方向性をお示したところでございますが、皆様からもさらにそういったご意見をいただければ、反映していきたいと考えております。

（委員）

減免は必要だとは思いますが、対象者については本当に難しいと思います。大町市で生活困窮者へのごみ処理費用支給制度というのがあるということですが、これについて教えていただけますでしょうか。こうした制度があれば救ってあげられることもできるのではないかと思います。

（資源循環推進課）

この大町市の制度につきましては、具体的に調べていないため、また次回にお示しさせていただきますと思います。

（委員）

今の件に少し関連いたしまして、7ページの須坂市のことについて教えていただきたいのですが、生ごみ出しません宣言の世帯数は大体どのくらいあるのでしょうか。

（資源循環推進課）

現状こちらで把握している内容は資料の7ページに書かせていただいているものになります。

（委員）

先ほど挙げた「生ごみ出しません宣言」というのはいくつかの都市が実施しておりまして、それほど多くはございません。生ごみの自家処理機を購入した世帯のみに限っておりまして、採用した複数の都市では、あまり広がりが出ていないというのが実情です。

それから先ほどの減免についてですが、これまで実は1リットル当たり1円程度の自治体では、この制度を設けていないところが大多数でした。状況が変わったのは、1998年の10月に東京の青梅市が40リットルで48円、1リットルで1.2円ぐらいですが、すごく手厚い対応を実施したというのがこの経済的困難世帯への支援の始まりです。しかし、一方で北海道の自治体も1リットル当たり2円程度のところが多いのですが、こちらは減免を実施していないといった地域的な特徴というのがあります。ただし、この1、2年を見ていると、何らかの経済的な配慮を行っており、新潟県の上越市では実施しております。それから手数料の値下げを行う自治体も出ているというような状況がございます。

一方で、松本市もそうですが、単純指定袋制度の自治体で販売価格の値上げをしております。高いところで見ますと、もう有料指定袋制のところと同じぐらいの水準になっているところもあるというような、非常に混沌としている状況となっております。

(部会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

減免自体は概ね否定的な意見が今のところ出ておりませんので、先ほどの生活保護世帯についてはほぼ異論がないということだと思います。原案には子育て支援という名目で乳幼児のいる世帯、それから紙おむつ使用者ということが原案になっておりますが、ここに絞って少しいかがでしょうか。こういうものは加えた方がよろしいでしょうか。先ほどの非課税世帯は一定の理由はありますが、例えば障がい者で、なおかつ住民税非課税の場合には対象とするなどは一つの案だろうと思いますが、広め取るか狭め取るかということですが、いかがですか。

(委員)

ここの方向性案のとおりとして、そして具体的な制度設計については市の方にお任せするということで、袋を窓口に取りに来てもらうのか、無論、郵送した方が申請者にとって非常に楽なわけですが、そういうようなことも含めて市の方にお任せした方が良いと思います。

(委員)

乳幼児のいる世帯にすると、それは紙おむつのみなのか、普通の家庭ごみは有料にするのか、全て減免になるのかが分かりません。

(資源循環推進課)

現状この書き方とさせていただいたのは、乳幼児がいらっしゃる世帯は全て、それに加えて紙おむつを使っていらっしゃる世帯も適用という形で提案させていただきました。

(委員)

家庭系ごみは全て減免となるのでしょうか。

(資源循環推進課)

乳幼児がいらっしゃる世帯は全ての家庭系ごみが減免、紙おむつの使用世帯は、紙おむつだけと考えております。

(部会長)

基本はこの案で特に異論はないのですが、あと収集方法については委員がおっしゃっており、そのあたりはまたお考えいただくとして、とりあえず今の対象世帯については、これを案としてということ自体はよろしいですか。

(委員)

一つだけ教えていただきたいのですが、自治体アンケートの減免の対象者の中に「市長が特に必要と認めるもの」と書いてありますが、具体的にはどんな方を指すのでしょうか。

(資源循環推進課)

減免制度になりますと、条例等に記載されておりまして、その中で市長が特に認める者と定められているものと思いますが、この場合は、それぞれ個別に特殊事情が発生した場合、専門部署で判断するという形になります。申し訳ありませんが、今回は具体的にそこまで情報収集しておりません。

(部会長)

そうしましたら、この原案について特に大きな異論がございましたので、これでよろしいでしょうか。これで進めていただくこととしたいと思います。

(部会長)

それでは検討項目⑨、⑩の「市民との合意形成の手法、周知啓発の手法」について、ご説明を簡単をお願いします。

議事 1-エ 家庭系ごみの排出量に応じた費用負担制度の制度設計について

(検討項目⑨・⑩ 市民との合意形成の手法・市民への周知啓発の手法)

(部会長)

ありがとうございます。

手法については必要な項目はきちんと対応するというので、あとは最後のところにある、それを多くの方に届くようにということで、説明会の回数の記載もございますが、かなり多くの回数の市民説明会の開催、全戸配布も資料等々、ホームページはもちろん、外国人にも届くような手法でということで記載をいただいております。これはもうありとあらゆる手法でということになるかと思います。いかがでしょうか。ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(委員)

資料1別紙で松本市のごみの排出量がすごく多くて、例えば負担費用未実施の佐久市は松本市の67%でした。やはりごみの減量化が一番の目的であるので、集合住宅やマンション等でも、家庭系ごみとして分別して排出するよう指導いただくことも検討してもらいたいと思います。

(部会長)

今回、いわゆる集合住宅にも情報が行くので、ご意見のところについては同時に網が掛かるということになるかと思います。

(委員)

1年間の焼却量が数十トン違うだけで、焼却炉の耐用年数がかなり違ってくると思います。

(部会長)

ありがとうございます。見える化は重要だと思います。

いかがでしょうか。こういう答申をして市民にお出しするからには、相当な説明をしないといけない。条例の改正がありますから、そういう意味では通常の施策よりもハードルが高いですから、説明は十分にしなければならないということが前提になっていると思います。

(委員)

実は町会長をしておりますと市から色々と依頼があるわけですが、やはり周知が徹底されていない。このあたりは行政側としても何とかしてほしいというのが一番大きいことです。例えば、先ほどのごみ排出量の内訳の資料に可燃ごみの内訳で資源物が23.7パーセント含まれており、これはもう資源の方に出してくださいという周知がやはりまだ足りないのではないかと思います。それからこの食品ロスですが、今ほとんど聞かれなくなり

ましたけれども、１２年前に「３０・１０運動」がありましたが、今はほとんど聞かれなくなりました。だから我々連合会常任理事会の新年会とか、最初はすごくみんな取り組んでおりましたが、そのあたりももう少し周知していかなないとこの食品ロスという問題も中々少なくならないのではないかと思います。

（部会長）

ありがとうございます。

本日ご欠席の委員の中には、資源物のことなどもかなりお気になさっていた方がおりました。当時「３０・１０運動」については、ティッシュ配りなど実施しており、今は全くないということではありませんが、随分下火にはなってきたように感じます。再度、そこも含めて展開していくということだろうと思います。

（委員）

周知啓発のやり方ですが、資料の１４ページに説明会の開催回数が３００回以上ということで回答数が７自治体ありますが、色々な手法を使って何度も実施していく必要があると思います。ごみの搬入料金が１０キログラム当たり１０５円から１５０円に、約４８パーセント上がったときがあるのですが、それを企業に周知するということで市役所の方が４、５ヶ所で説明会を開催しました。私はずっと会場を見て回りましたが、１か所で２０社も参加しておりませんでした。ということは周知がなされていないわけで、結果的に必ず値上げに対する文句は私ども収集運搬業者に必ず来ることになります。その対応にすごく時間が取られた経緯がございますので、周知の方法も本当に徹底してやっていただきたいと思います。

あと周知期間ですが、どのぐらいの期間を考えておられるのか教えていただきたいと思っています。

（資源循環推進課）

今想定している周知期間についてですが、本当にこれはすごく大切な話ですので、できるだけ期間を取ってというところで具体的に何カ月ということはまだございません。

（委員）

先ほどお話しした１０５円から１５０円に値上げした際の周知期間は、３カ月です。全く役に立ちませんでした。このことはお伝えさせていただきたいと思います。

（部会長）

バスのキャッシュレス化などは1年間ぐらい取っておりましたから、かなり時間を掛けて色々なところへ広報したということだと思います。このあたりは、今いただいた意見も参考に対応していただくということによろしいでしょうか。

(部会長)

それでは、概ね意見としては集約できたかと思いますので、この方法で進めて次の議論に結び付けていければと思います。では、本日の制度設計に関する協議につきましては終了とさせていただきますと思います。

(部会長)

続きまして、議事2「次回の専門部会について」、事務局より説明をお願いします。

(資源循環推進課)

次回専門部会は、10月28日の10時からになります。会場などの詳細は、また通知でお知らせしたいと思います。以上です。

(部会長)

最後に議事3「その他」について、何か事務局からございますか。

(資源循環推進課)

特にございません。

(部会長)

それでは、予定から数分超過しましたが、皆様のご協力のもと、何とか今日はたくさんの宿題をご議論いただけたものと思っております。ご協力ありがとうございました。

4 閉会